平成２８年（フ）第８１号
奈良県大和郡山市本庄町227番地１　中村住宅Ｂ－６
債務者　今西　康孝
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
香川県木田郡三木町大字平木149番地３
債務者　川田　平和
１　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４号
山口県宇部市大字西岐波5254番地43
債務者　穴見恵美子
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４６号
山口県山陽小野田市大字小野田4850番地１（ララヴィコロＳⅡ201号）
債務者　永渕季美江
１　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８号
香川県仲多度郡琴平町榎井669番地１
債務者　廣田　英俊
１　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４３５号
千葉県習志野市屋敷１丁目17番４－302号
債務者　齊藤　明美
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３６号
千葉市緑区おゆみ野６丁目16番地１　ラ・セゾン今井マンション201号
債務者　川口　勝巳
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４１号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地63　角川アパート103号
債務者　赤池　崇講
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４４号
千葉県船橋市習志野台２丁目54番16号　フロンティアⅠ－Ｃ棟105号、申立時の住所千葉県市川市香取１丁目１番６号（Ｓ・Ｓ・Ｓ行徳荘）
債務者　山城　　淳
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５８号
千葉市中央区宮崎町663番地２フェリス蘇我204号
債務者　大島　朝美
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５９号
千葉市若葉区桜木５丁目３番２号　モアクレスト千葉Ｂ棟407
債務者　齊藤　雅也
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６５号
千葉市花見川区幕張町３丁目2362番地２　桐花園
債務者　神田　洋子
法定代理人成年後見人　杉原　美恵
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６６号
千葉市花見川区幕張町３丁目2362番地２　桐花園
債務者　神田　光一
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８９号
千葉市花見川区花見川６番１棟505号
債務者　尾形　智也
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９８号
千葉市中央区椿森２丁目18番15号ヴィラ椿森202号
債務者　瀧口　五月（旧姓川島）
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５８号
千葉県市原市中高根1378番地110
債務者　小原　親二
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０号
滋賀県愛知郡愛荘町常安寺702番地
債務者　寺本　昂平
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大津地方裁判所彦根支部